

女性活躍推進法に基づく情報公表について

学校法人 九里学園

学校法人九里学園は女性活躍推進法に基づき、常時雇用する労働者が301人以上の事業所として、以下情報公表項目を公表します。

1. 管理職に占める女性労働者の割合

(令和5年4月1日現在)

事業年度	割合
令和5年度	21.6%

2. 男女の賃金の差異

男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	
正規職員	92.4%
パート・有期職員	98.5%
全労働者	78.7%

対象期間： 令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

賃 金： 基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。

正規職員： 専任教職員

パート・有期職員： 特任教員、客員教員、常勤講師、非常勤講師、嘱託職員、非常勤職員

※ なお、パート・有期職員については、所定労働時間による人員数の換算は行っていない。

3. 男女の平均継続勤務年数の差異

(令和5年4月1日現在)

男性平均勤続年数	女性平均勤続年数
16年2カ月	14年6カ月

※対象者は期間の定めのない労働契約を締結している労働者及び同一の使用者との間で締結された2以上の期間の定めのある労働契約の契約期間を通算した期間が5年を超える労働者

以 上